

HFCの製造数量等の規制方法検討に係るアンケート調査結果

平成 29 年 6 月 20 日
経済産業省製造産業局
化学物質管理課
オゾン層保護等推進室

1. 調査目的と方法

- 本WGにおいては、本年3月よりキガリ改正を踏まえた国内での HFC の規制のあり方について検討を行っているところであるが、これまでの議論では、オゾン層保護法におけるオゾン層破壊物質と同様に、HFC についても各事業者に製造枠・輸入枠を毎年度割り当てる制度を新たに創設するという方向性になっている。
- 上記制度の創設に当たり、最も直接的に影響を受けるであろう HFC の製造又は輸入を行っている事業者に対し、当該制度についての是非、当該制度の導入に当たっての影響について把握することを目的として、本アンケート調査を実施した。
- 調査方法は、当省で実施した委託調査の結果を踏まえ、HFC の製造・輸入の実績のある事業者及び過去に HFC の製造・輸入の実績があると思われる事業者に対して、アンケート票を当省から個別にメール送付する形で実施した。(回答期間：本年4月17日～5月12日)

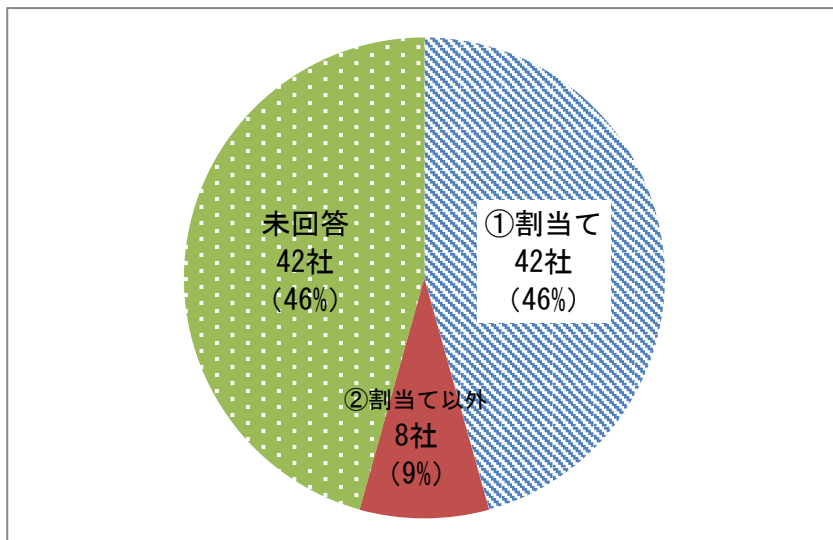
2. 調査内容

- HFC の規制方法についてはどのような方式が望ましいと考えますか？以下の①②のいずれかを選択してください。
①割当て、②割当て以外（②の場合は希望する方法と、その理由）
- HFC について新たな製造・輸入規制が導入された際には、貴社は①～⑤のうち、どのような対応を行う予定ですか？
①引き続き自社での製造・輸入を継続、②国内の他社からの購入に切り替える、
③HFC の取扱いを止める、④未定、⑤その他

3. 調査結果

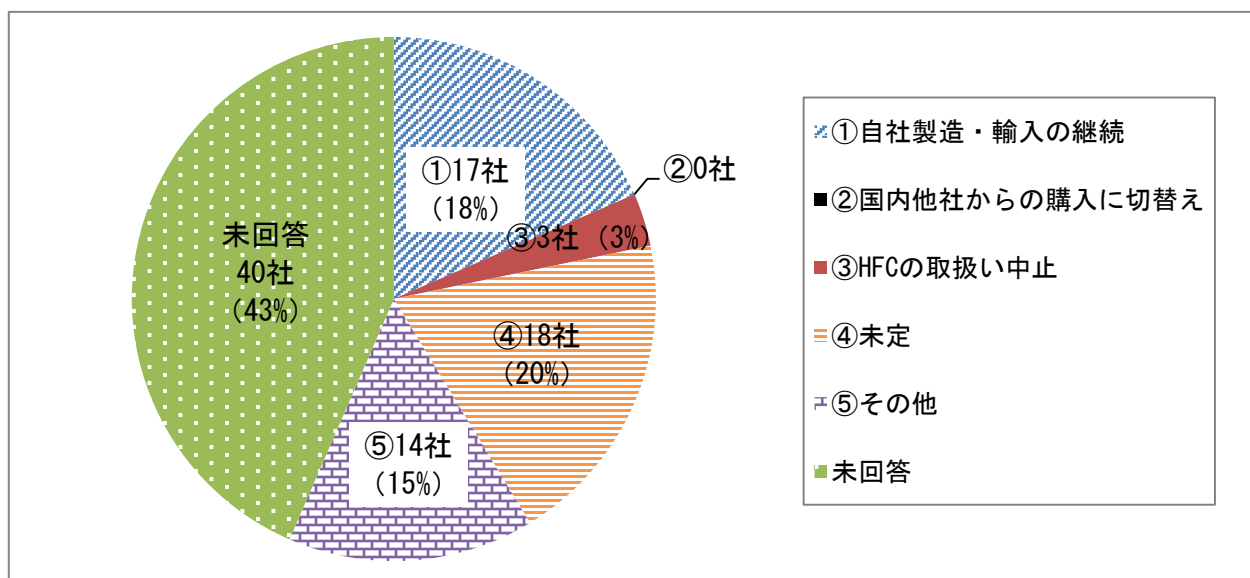
- アンケート票を送付した全 92 社から返答があった（返答率 100%）が、返答はあったものの設問に対して未回答という事業者が複数あった。未回答の理由の多くは、すでに HFC の製造・輸入を事業として行っていないというものであった。
- 回答結果については、次ページ以降のとおり。

(1) HFC の規制方法についてはどのような方式が望ましいと考えますか？



- 回答のあった 50 社のうち、8 割以上（42 社：84%）の事業者から HFC の規制方法については、割当て制度が望ましいとの回答があった。
- 「②割当て以外」と回答した事業者の主な回答としては、「オゾン層保護税等の導入による市場原理での数量の低減」「工場等の大口向けと、メンテナンス用の小口向けは別管理にしてもらいたい」「割当て制度は否定しないが、研究等の不可欠用途の物質については別枠としてもらいたい」というものがあった。

(2) HFC について新たな製造・輸入規制が導入された際には、どのような対応を行う予定ですか？



- 回答のあった 52 社のうち、約 3 割（17 社：33%）の事業者から、継続して自社製造・輸入を継続するとの回答があった一方で、3 社（いずれも専ら HFC の輸入を行う事業者）からは、規制が導入されれば、HFC の取扱いを中止するという回答があった。

- 回答のあった 52 社のうち、約 6 割（32 社：62%）の事業者は、「④未定」又は「⑤その他」という回答であった。その他と回答した事業者の大部分は、未回答の事業者と同様に、すでに HFC の製造・輸入を事業として行っていないということが理由であった。
- 上記を踏まえると、現在又は将来的に HFC の製造・輸入を行う事業者のうち、今後の方針を固めつつある事業者（①又は③と回答した 20 社）と、今後の方針が未定である事業者（④と回答した 18 社）は、ほぼ同様の割合という結果であったと言える。